

大崎市民病院はDPC対象病院です

当院は、平成20年4月より、厚生労働省が定める「DPC対象病院」です。入院医療費は包括評価による「診断群分類に基づくDPC制度(DPC/PDPS)による定額算定方式」にて計算しています。

DPC(診断群分類)とは

入院期間中に医療資源を最も投入した「傷病名」と、入院期間中に提供される手術、処置、化学療法などの「診療行為」の組合せにより分類された患者群で、1日当たりの包括点数が設定されている。

入院医療費の計算方法

【包括評価部分】※+【出来高評価部分】

※DPC毎の1日当たり点数×在院日数×医療機関別係数

【包括評価部分】

DPC毎に設定(以下は含まれる内容)

- ・入院基本料
- ・検査、画像診断
- ・投薬、注射
- ・1,000点未満の処置 等

【出来高評価部分】

対象となる内容

- ・医学管理
- ・手術、麻酔
- ・放射線治療
- ・1,000点以上の処置 等

当院の医療機関係数

当院の医療機関係数は令和8年6月現在、1.6906です。

(基礎係数1.0583+機能評価係数Ⅰ0.4289+機能評価係数Ⅱ0.1671+救急補正係数0.0363)

担当:大崎市民病院 経営管理部 経営医事課